

(別紙1)

令和8年度介護職員等の喀痰吸引等研修 (実務者研修修了者等対象) 実施要項

1 目的

平成24年度から施行された介護職員等による喀痰吸引等の制度化に伴い、介護老人福祉施設等や居宅において、必要な医療的ケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。

2 実施主体 鳥取県

3 研修実施機関 (研修業務委託先法人)

社会福祉法人こうほうえん

4 受講対象者

(1) 受講対象者は、以下の①・②・③のいずれかに該当する者とする。

- ①介護福祉士実務者研修修了者で、実地研修未修了の者
- ②介護福祉士養成施設での基本研修の修了者で、実地研修未修了の者
- ③過去に第2号研修を修了した者で、一部の行為について新たに研修受講を希望する者

(2) 受講対象者は、以下の①から⑤をすべて満たすこと。

①鳥取県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、グループホーム、訪問介護事業所等に勤務している介護職員等(介護福祉士を含む。)とする。

※1 医療機関(上記介護施設等に転換予定の医療機関を除く)に所属する介護職員等は、当該研修の受講対象者に含まない。

※2 看護師、准看護師等の有資格者は、当該研修の受講対象者に含まない。

②実地研修先を自ら確保できること。

(受講者が勤務している施設・事業所、同一法人内の他の施設・事業所又は提携先施設・事業所)

③勤務している施設・事業所が「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)」登録済みまたは登録予定であること。

④令和9年(2027年)2月28日までに、実地研修を終了のうえ研修実施機関へ実地研修実施報告書を提出することができること。

ただし、研修協力者(施設・事業所の入所者又は利用者)の退所等受講申込み後に生じたやむを得ない理由により、上記期限内に実地研修を終了のうえ実地研修実施報告書を提出することができなくなったときは、予め研修実施機関へ相談すること。

⑤指導看護師等を確保し、実地研修に際し受講者の指導を行うことができること。

5 募集人員 150名(申込書による先着順)

6 研修場所

受講者が確保した施設・事業所で指導看護師等の指導・評価を受けていただきます。

7 研修内容

区 分	研 修 内 容
実地研修	次の5行為すべての実地研修を行うもの（以下「第1号研修」という。）、5行為のうち一部の行為の実地研修を行うもの（以下「第2号研修」という。）から選択する。 ① 口腔内の喀痰吸引 10回以上 ② 鼻腔内の喀痰吸引 20回以上 ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 20回以上 ④ 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 20回以上 <u>※実地研修においては、滴下型、半固形型、又は両方を組み合わせて所定回数を実施すること。</u> なお、実地研修で実施していない手技を実施する場合は、改めて未実施の手技について、別途十分な研修を実施し、安全性の検討後行うこと。 ⑤ 経鼻経管栄養 20回以上

※ 詳細は、喀痰吸引等研修実施要綱（平成24年3月30日付社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知）による。

8 実地研修の指導看護師等

指導看護師等は、医師、保健師、助産師、看護師（准看護師は含まない。）で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成23年度に厚生労働省が実施した指導者講習を修了した者
- (2) 平成23年度に都道府県が実施した指導者講習の伝達研修を修了した者
- (3) 平成24年度に厚生労働省が実施した指導者講習を修了した者
- (4) 平成24年度に都道府県が実施した指導者講習の伝達研修を修了した者
- (5) 平成25年度以降に都道府県が実施する喀痰吸引等研修指導看護師等研修を修了した者
- (6) 厚生労働省が実施した「医療的ケア教員講習会」を修了した者
- (7) 実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について（平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局通知）に基づき実施される医療的ケア教員講習会を終了した者（当該講習会を受講した時において、当該講習会を実施した法人又は団体に所属していた者を除く。）

9 申込方法等

(1) 申込方法

施設・事業所単位で、別紙2の申込書に必要事項を記入の上、郵送またはファクシミリによりお申し込みください。また、申し込みの際は4（1）に記載の研修を終了していることを示す書類（修了証明書、認定特定行為業務従事者認定証等）を添付してください。

※ お送りいただいた情報は、研修目的以外には使用しません。

(2) 申込書提出先

〒683-0853 米子市両三柳1400番地
社会福祉法人こうほうえん
ファクシミリ：0859-24-3113

(3) 募集開始日

令和8年(2026年)4月 1日

(4) 申込書送付後について

- ・ 申込書を受理した後、受付印を押印したうえで平日の2日以内にファクシミリで返送します。2日以内に返送がない場合、申込先法人にお問い合わせください。
- ・ 受付印を押印した申込書が返送されたら、「実地研修実施計画書」を作成のうえ、申込先法人にご郵送ください。

10 研修の流れ

